

広島県告示第882号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年9月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	呉市広本町三丁目12番26号 株式会社藤三 代表取締役社長 藤村重造
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市黒瀬町南方字工原 920-1 他 13 筆 藤三黒瀬センター

2 申請の内容

66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設 1 基を廃止し、66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設 1 基を設置するとともに、汚水等処理施設 1 基を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設 1 基廃止

(その2) 新設

種	類	66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設
能	力	2,000食/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	許可後120日後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

		使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時30分～6時, 21時間30分 (季節的変動なし)	
		項 目	通 常	最 大
使 用 の 方 法	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	1,000	1,500
		化学的酸素要求量	1,000	1,200
		浮遊物質 量	250	350
		窒素含有量	30	50
		燐含有量	5	10
		ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	50	80
	大腸菌群数	(単位: 個/cm ³)	5,000	10,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		165	219
汚水等の排出先		産業排水処理設備		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)

		変更前	変更後
種	類	産業排水処理設備	
能	力	228m ³ /日	
工 期	工事着手予定年月日	平成9年3月4日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後120日後

等	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに			
	使用の方法及び量	処理前処理後の汚水等の汚染状況	通常		最大		通常		最大	
項目			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	1,000	30	1,500	35	1,000	30	1,500	35
		化学的酸素要求量	1,000	30	1,200	35	1,000	30	1,200	35
		浮遊物質	250	40	350	50	250	40	350	50
		窒素含有量	30	20	50	25	30	20	50	25
		燐含有量	5	4	10	4.5	5	4	10	4.5
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	50	6	80	8	50	6	80	8
		大腸菌群数 (単位:個/cm ³)	5,000	500	10,000	3,000	5,000	500	10,000	3,000
		量 (m ³ /日)	180	180	228	228	165	165	219	219
残さの種類, 1月間の種類別生成量及び処理方法			スクリーンし渣・汚泥 3.34t/日 場外搬出処分							

(3) 排水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
総合	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	30	35	30	35
	化学的酸素要求量	30	35	30	35
	浮遊物質	40	50	40	50

排水口	窒素含有量	21	26	21	26
	磷含有量	3.9	4.5	3.9	4.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	6	8	6	8
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	500	3,000	500	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	190	240	179	237

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年9月27日から令和3年10月18日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所並びに東広島市環境先進都市推進課